

介護老人保健施設サービス [長期入所]

高石市立老人保健施設 R2.4.1現在

基本利用料金			介護保険負担費					
負担段階	居室タイプ		介護保険負担費					
			介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5	
非課税世帯	1	共	負担上限額(月)	生活保護受給者：0円、老齢福祉年金受給者：15,000円				
	2	共	負担上限額(月)	15,000円				
	3	共	負担上限額(月)	24,600円				
課税世帯	4段階	多床室	日額	940円	992円	1,059円	1,114円	1,173円
			月額(31日)	29,140円	30,752円	32,829円	34,534円	36,363円
	個室	日額	859円	909円	976円	1,033円	1,088円	
		月額(31日)	26,629円	28,179円	30,256円	32,023円	33,728円	
			負担上限額(月)	44,400円				

※ 介護報酬の計算上、四捨五入等で1円単位の金額が異なる場合がございます。

※ 世帯収入等によっては介護保険費が二割／三割負担になる場合もあります。

※ 介護保険費には基本額の他に体制加算費と介護職員処遇改善費を含んでおります。

■ 標準負担額 (実費)

負担段階	居室タイプ	① 居住費	② 食費	日用品費 教養娯楽費	1日当りの 合計料金	31日間の 合計料金	
非課税世帯	1段階	多床室	0円	300円	300円	600円	18,600円
		個室	490円			1,090円	33,790円
	2段階	多床室	370円	390円	300円	1,060円	32,860円
		個室	490円			1,180円	36,580円
3段階	多床室	370円	650円	300円	1,320円	40,920円	
	個室	1,310円			2,260円	70,060円	
課税世帯	4段階	多床室	450円	1,392円	300円	2,142円	66,402円
		個室(市内)	3,000円			4,692円	145,452円
		個室(市外)	4,500円			6,192円	191,952円

※ 食費／居住費につきまして、介護保険負担限度額認定書(申請要)の交付を受けた方は記載されている料金となります。

※ 居住費は外泊時にも徴収いたします。但し、外泊中にショートステイ利用者等が居室を使用した場合は徴収されません。

※ 日用品費／教養娯楽費とはレクリエーション材料費や喫茶、及び入浴時のシャンプーやタオル代金等となります。

貴方の利用金額は月額で下記の通りとなります。(概算)

基本料金 _____ 円 + 標準負担額 _____ 円 + 加算 = 円 + 加算分

■ その他 (利用された方のみ。※印は、消費税を含む。)

※ 文書料	各種診断書	1通	1,100円	コインランドリー	洗濯機	1回	200円
	その他	1通	550円		乾燥機	1回	100円
※ 理髪料 (月に2回)	カット	1回	2,000円	※ 電気代	電気毛布等の使用代	1日	50円
	顔そり	1回	500円	※ おむつ代	外泊時等に希望がある場合。実費負担。		

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

利用に際し、日用品費教養娯楽費等の実費料金について事業者から説明を受け、これらの料金負担について同意します。

利用者	印
扶養者代理人	(続柄) 印

■ 各種加算料金

初期加算（入所日から30日間）	1日	33円	施設生活に慣れる為の様々な支援を行った場合	
外泊費用	在宅サービス利用なし	1日	393円	外泊時に発生する所定単位数に代わる費用
	在宅サービス利用費用	1日	869円	外泊時に施設内の在宅サービスを利用した場合
リハビリ実施加算	短期集中リハビリ	1回	261円	入所日より3カ月以内の期間に、リハビリ専門職が1回当たり20分程度の個別リハビリ訓練を実施した場合
	認知症短期集中リハビリ	1回	261円	認知症と診断を受け、リハビリにより改善が見込まれると判断された場合、医師の指示にて集中的な個別リハビリを行った場合（週3回まで算定）
食事関連加算	療養食加算	1食	7円	疾病治療の手段として、医師の指示にて特別な食事を提供した場合
	低栄養リスク改善加算	1月	326円	低栄養リスクの高い方を対象に低栄養状態を改善するため、多職種が協働して栄養状態や嗜好を踏まえた栄養・食事調整等を行った場合
	経口移行加算	1日	31円	経管栄養（胃瘻等）により食事を摂取している方を対象に、経口による食事摂取を進めるための栄養管理及び支援を行った場合
	再入所時栄養連携加算	1回	435円	入院により前回と大きく異なる栄養管理が必要となった状態で再入所する際、管理栄養士が医療機関と連携し再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合
	経口維持加算Ⅰ	1月	435円	経口より食事摂取する方で摂食機能障害や誤嚥が認められる方を対象に、継続して経口から食事が出来るよう管理栄養士を含む多職種で栄養管理を行った場合
褥瘡マネジメント加算	3月	11円	褥瘡発生を予防するために定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理した場合	
排泄支援加算	1月	108円	排泄障害等で排泄介護を要する方に対し、多職種で支援計画を作成し、その計画書に基づいて支援した場合	
入所前後訪問指導加算Ⅰ	1回	489円	入所30日前～入所後7日以内に退所後に生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合	
地域連携診療計画情報	1回	326円	地域連携診療計画に係る医療機関から利用者を受け入れし、施設での診療情報を提供した場合	
退所時等支援加算	試行的退所時指導加算	1回	435円	試行的な退所時に本人・家族に対して、運動機能や健康管理等、退所後の療養上の指導を行った場合
	退所時情報提供加算	1回	543円	入所中の状態について、必要事項を記載した書類を、退所後の主治医に対して発行した場合
	退所前連携加算	1回	543円	指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員と連携し、退所後の居宅生活における必要な調整を行なった場合
訪問看護指示加算	1回	326円	施設医師が退所時に指定訪問看護が必要と認め、訪問看護ステーションに対して指示書を交付した場合	
緊急時施設療養費（3日間限度）	1日	555円	病状が重篤となり、緊急的な治療管理として施設内で投薬・検査・注射・処置等の医療行為を行った場合	
所定疾患施設療養費Ⅱ（7日間限度）	1日	516円	肺炎・尿路感染症・带状疱疹について、診断に至った根拠に基づき施設内で投薬・検査・注射・処置等の医療行為を行った場合	
ターミナルケア加算	死亡日以前4日以上～30日以下	1日	174円	死亡日よりさかのぼり左記の日程において、医学的所見に基づき回復の見込みがないと診断された利用者のターミナル計画書を作成し、利用者の希望にそったターミナルケアを行った場合
	死亡日以前2日又は3日	1日	891円	
	死亡日	1日	1,792円	